

# 国立大学法人高知大学予算決算及び出納事務取扱規則

平成16年4月1日  
規則第78号

最終改正 令和5年4月7日規則第2号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学会計規則（以下「会計規則」という。）に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における予算決算及び出納に関する基本的事項を定め、もって、当該事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

### (収入支出の年度所属区分)

第2条 会計規則第3条に規定するその原因となる事実の発生した日は、それぞれ次の日を基準とする。

- (1) 電信電話料、電気料、ガス料及び水道料は、その支払の請求書を受領した日
- (2) 収入のうち納期の一定している収入は、その納期の末日
- (3) 請求書を発行するものは、その発行した日
- (4) 前各号に該当しないもので、3月末日をもって債権、債務の確定が困難なものは、支払をした日又は収納をした日

### (勘定科目)

第3条 会計規則第4条に規定する勘定科目は、別表第1のとおりとする。

### (会計機関に関する規定の準用)

第4条 この規則において、会計機関について規定した条項は、会計機関の事務を代理又は分任する者について準用する。

### (会計機関の任命)

第5条 会計規則第6条第1項に規定する会計機関は、別表第2のとおりとする。

2 会計規則第6条第2項に規定する会計機関は、別表第3のとおりとする。

3 次の各号に掲げる場合は、会計規則第6条第4項の規定により別表第4のとおり事務を代理させる。

- (1) 事務を担当する者が欠けた場合
- (2) 事務を担当する者が、出張、休暇、欠勤その他特別な理由により、長期間その職務

を行うことができないと認められる場合

(3) 事務を担当する者が、休職又は停職を命ぜられた場合

4 会計規則第6条に規定する会計機関の事務については、専決できるものとする。

5 事務を専決する者が、出張等により長期間不在となり、その事務を行うことができないときは、会計機関の事務を担当する者が、その事務を行うものとする。

(事務の引継ぎ)

第6条 会計機関の事務を担当する者が交替するときは、前任者は速やかに、後任者に事務の引継ぎを行わなければならない。

2 前項の事務の引継ぎを行う場合には、前任者は異動の前日をもって帳簿を締切り、引き継ぐべき帳簿及び関係書類の名称、数量、引継日その他必要な事項を記載した引継書を作成し、後任者とともに記名捺印し、当該引継書を帳簿等に添えて後任者に引き継ぐものとする。ただし、前任者に事故があつて引継ぎの事務ができないときは、後任者のみで引継ぎの事務を行うことができる。

3 出納主任は、前項の規定によるほか、帳簿の締切りをした日における現金残高調書、預金残高調書及び有価証券残高調書並びに取引銀行の預金残高証明書及び銀行又は証券会社の有価証券残高証明書を引継書に添付し、現金出納簿、預金出納簿及び有価証券台帳との照合及び確認をして、それぞれの末尾余白に引継年月日を記入し、記名して認印を押さなければならない。

(帳簿の様式等)

第7条 会計規則第9条に規定する元帳及び補助簿は、以下のとおりとする。

(1) 総勘定元帳 (第1号様式)

(2) 予算差引一覧表 (第2号様式)

(3) 固定資産台帳 (第3号様式)

(4) 補助簿

(ア) 現金出納簿 (第4号様式)

(イ) 預金出納簿 (第4号様式)

(ウ) 有価証券台帳 (第5号様式)

(エ) 債権管理簿 (第6号様式)

(オ) 小口現金出納帳 (第6条の2様式)

第2章 予算及び資金計画

(予算等)

第8条 学長は、会計規則第12条に規定する予算、収支計画及び資金計画を、中期計画に記載する様式により作成するものとする。

2 学長は、前項の予算、収支計画及び資金計画を作成したときは、契約担当役及び出納役に通知するものとする。

(管理セグメント)

第9条 会計規則第13条に規定する管理セグメントは、各学系、各学部、大学院総合人間自然科学研究科、保健管理センター、学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、機構等、各附属学校、事務局及び附属病院とする。

(予算の振替)

第10条 予算責任者は、会計規則第16条に規定する予算の振替の承認を受けようとするときは、振替の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を作成し、学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請を審査し、振替を承認したときは、予算責任者に通知するものとする。

(予算の流用)

第11条 予算責任者は、会計規則第17条に規定する予算の流用の承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を作成し、学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請を審査し、流用を承認したときは、予算責任者に通知するものとする。

(予算の繰越し)

第12条 予算責任者は、会計規則第18条に規定する予算の繰越しの承認を受けようとするときは、学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の予算の繰越しを承認したときは、予算責任者に通知するものとする。

### 第3章 収入及び支出

(預金口座等の開設)

第13条 取引金融機関における口座を開設又は廃止しようとするときは、金融機関名及び口座種別並びにその事由を明記して、学長の決裁を受けなければならない。

(現金、預金通帳等の保管)

第14条 出納主任は、現金、預金通帳、貯金通帳、信託証書、預かり証書その他これらに準ずる証書及び取引金融機関に登録した印鑑を、厳重に保管しなければならない。

2 有価証券は、取引金融機関への委託その他安全かつ確実な方法により保管しなければならない。

(小口現金)

第14条の2 少額で緊急やむを得ず支払を要する経費については、会計規則第27条により資金の前渡しを行い、その経費を小口現金として管理するものとする。

2 前項に規定する小口現金を取扱いにあたっては、第6号の2様式に定める小口現金出納帳を整備し、受払いの都度、記帳しなければならない。

3 小口現金の管理に関する事務手続については、別に定める。

(釣銭準備金)

第14条の3 出納役は、業務上必要な場合には釣銭用両替資金を置くことができる。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(収入の調査決定)

第15条 出納役は、国立大学法人高知大学債権管理事務取扱規則（以下「債権管理規則」という。）第3条第1項の通知を受け、会計規則第20条第1項の調査決定を行うときは、当該収入が法令、本学の諸規則又は契約の趣旨に反していないか、納付させる額の算定に誤りがないか、所属年度、予算科目及び勘定科目に誤りがないか、納入者、納付期限及び納付場所が適正であるか等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに収入金調査書に収入の決定年月日を記載し、認印を押して債権管理簿に登録しなければならない。ただし、債権管理規則第3条第1項ただし書により納付させる収入については、収入金調査書の作成を省略することができる。

2 会計規則第21条に掲げる小切手又は証書による収入金の収納については、現金と同様の処理をしなければならない。

3 預貯金又は有価証券の利息収入等については、取引金融機関から利息計算書等の送付を受けたとき、また、仮受金、前受金又は預り保証金を収入金に振り替えようとするときに、調査決定を行うものとする。

(請求及び領収)

第16条 出納役は、債務者に対して納付させる金額を請求するときは、原則として、第7

号様式による請求書により行うものとする。

- 2 出納主任は、収入金を収納したときは、受入先及び内容を確認の上、第8号様式による領収証書を納入者に交付するものとする。ただし、金融機関における口座振替及び口座振込による収納をしたときは、領収証書を省略することができる。
- 3 収入金の納入期限は、請求書発行の日の翌日から起算して30日以内の日とする。ただし、出納役が特に必要があると認めるときは、相当の日数を加算することができる。
- 4 収入金の収納場所は、当該収入金を収受する出納主任又は出納主任の補助者が配置されている場所若しくは取引金融機関とする。

(収入金の預入れ)

第17条 出納主任は、現金を収納した日又はその翌日（取引金融機関の休業日又は本学の休業日は、その翌日とする。）に取引金融機関に預け入れるものとする。ただし、収入現金が100万円に達するまでは、5日分（取引金融機関の休業日は除く。）までの金額を取りまとめて取引金融機関に預け入れることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部附属病院に係る収入金については、現金を収納した日からその翌々日（取引金融機関の休業日又は本学の休業日の場合はその翌日とする。）までに取引金融機関に預け入れるものとする。

(小切手の指定)

第18条 会計規則第21条の学長が指定する小切手は、次の各号の一に該当し、かつ、相手方の信用が確実と認められるものに限るものとする。

- (1) 政府若しくは地方公共団体の振り出した小切手又は公庫が日本銀行の公庫預託金を引当てとして振り出した小切手で振出日付から1年を経過していないものであって、かつ、指図禁止されていないもの
- (2) 手形交換所に加入している金融機関又はその金融機関に手形交換を委託した金融機関を支払人とするものであって、その呈示期間に支払のため呈示することができるものであること。ただし、1件の収入の納付に使用する小切手の合計額が300万円以上であるとき（数件の収入の納付に充てられる1通の小切手金額が300万円を超えるときを含む。）は、特定の場合を除くほか、支払銀行の支払保証があるもの

(支出の原因となる行為の確認及び支出の調査決定)

第19条 契約担当役又は契約その他支出の原因となる事実の発生を知り得る職務にある者（以下本章において「契約担当役等」という。）は、契約その他支出の原因となる行為

- を行うときは、その内容を示す書類を出納役に送付し、その確認を受けるものとする。
- 2 出納役は、前項の確認をしたときは、予算差引簿に必要な事項を登記するものとする。
  - 3 契約担当役等は、支出すべき事実が生じたときは、直ちに請求書等の証拠書類を出納役に送付しなければならない。
  - 4 出納役は、前項の書類の送付を受け、会計規則第25条の規定により支出の内容の調査決定を行うときは、当該支出が法令、本学の規則等又は契約の趣旨に反していないか、支払金額の算定に誤りがないか、予算の金額を超過することがないか、所属年度、予算科目及び勘定科目に誤りがないか等を調査しなければならない。
  - 5 出納役は、仮払金を支出金に振り替えようとするときは、前項に準じて調査決定を行うものとする。

(支払日)

第20条 出納主任は、法令等に定めのある場合を除き、特定の日を支払日と定めることができる。

(前払)

第21条 会計規則第28条により前払できる経費は、次のとおりとする。

- (1) 外国から購入する物品の代価(購入契約に係る物品を当該相手方が外国から直接購入しなければならない場合にこれらの物の代価を含む。)
- (2) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に支払う受信料
- (3) 土地、建物その他の財産の賃借料
- (4) 保険料
- (5) 運賃
- (6) 官公署、特殊法人、公益法人及び独立行政法人に支払う経費
- (7) 研修又は講習を実施する者に支払う経費
- (8) 負担金
- (9) 諸謝金
- (10) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた工事の経費
- (11) 契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ契約に係る経費
- (12) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他学長が認め

る金融機関と工事履行保証契約を結んだ契約に係る経費

(13) 前各号に掲げるもののほか、学長が特に必要と認める経費

2 前項第10号から第12号までにおいて前払をすることができる範囲等については、別に定める。

(仮払)

第22条 会計規則第28条により仮払できる経費は、次のとおりとする。

(1) 旅費

(2) 官公署、特殊法人、公益法人及び独立行政法人に支払う経費

(3) 委託費

(4) 負担金

(5) 前各号に掲げるもののほか、学長が特に必要と認める経費

(残高証明)

第23条 出納主任は、現金現在高について、毎日の出納を終了したときに現金出納簿の残高と照合し、また、預金現在高については、毎月末の預金現在高を預金通帳と預金出納簿により照合しなければならない。ただし、毎事業年度末においては、取引金融機関から預金残高証明書を徴して、預金出納簿の残高と照合しなければならない。

2 前項の預金現在高の照合に当たって不突合があるときは、その理由及び金額等を明らかにしなければならない。

(亡失等の報告)

第24条 出納主任は、その保管に係る現金及び有価証券について、亡失又は毀損の事実を発見したときは、直ちにその原因、種類、金額、状況及び発見後の措置等を調査し、出納役に報告書を提出しなければならない。

2 出納役は、前項の報告書に基づき、亡失等についての回復の見込み、今後の対策等について検討し、当該報告書に意見を添えて、速やかに学長に報告しなければならない。

#### 第4章 証拠書類

(証拠書類の定義)

第25条 証拠書類とは、伝票（第9号様式）、契約書（請書を含む。）、請求書、領収証書、検査調書その他取引の事実を証明するものをいう。

(証拠書類の取扱い)

第26条 証拠書類の取扱いについては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 証拠書類は、原本に限ること。ただし、原本によりがたいときは、原本証明をした謄本をもってこれに代えることができる。
  - (2) 外国文で記載した証拠書類及びその附属書類には、訳文を添付すること。
  - (3) 外国貨幣を基礎とし、又は外国貨幣で収支した取引の証拠書類には、換算に関する書類を添付すること。
  - (4) 伝票は、原則として取引1件ごとに契約書、請求書その他の関係書類に基づいて作成し、勘定科目、金額その他取引の内容を明らかにした事項及び予算科目を明りょうに記載すること。
  - (5) 伝票の誤記の訂正をするときで、決裁済みの勘定科目及び勘定科目相互の金額の訂正は、振替伝票を発行して行うものとし、摘要欄に訂正の理由、訂正すべき伝票の日付及び番号等を記載すること。
  - (6) 伝票の誤記の訂正をするときで、前号以外の記載事項を訂正するときは、＝線をもって抹消し、作成者が訂正印を押印した上、その上方に正当な字句又は数字を記載すること。
  - (7) 領収証書の金額、摘要及び日付の確認を行うこと。
  - (8) 領収証書の住所、氏名及び印鑑を請求書と照合し確認を行うこと。ただし、受領者が外国人であるときは、受領者の署名をもって押印に代えることができる。
- 2 契約担当役は、実施済みの予算について、予算科目に誤りがあることを発見したときは、科目の訂正を行わなければならない。

(証拠書類の保管)

第27条 証拠書類は、日付順、番号順に編さんして出納役が保管しなければならない。

## 第5章 決算

(月次決算)

第28条 会計規則第38条に規定する合計残高試算表の様式は、第10号様式とする。

(年度末決算)

第29条 会計規則第39条に規定する財務諸表(附属明細書を除く。)は、次の各号によるものとし、様式は国立大学法人会計基準に定める様式とする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 純資産変動計算書



(4) キャッシュ・フロー計算書

(5) 利益の処分又は損失の処理に関する書類

#### 第6章 雑則

(端数計算)

第30条 債権又は債務の金額の端数計算は、原則として国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)に規定する計算方法により処理するものとする。

2 物品及び財産の価格算定上に生じた円未満の端数は、1計算ごとに四捨五入して計算するものとする。

3 減価償却の計算上生じた円未満の端数は、1計算ごとに四捨五入して計算するものとする。

(帳簿及び伝票の様式の特例)

第31条 予算・決算及び出納に関する事務を電子計算機を利用して処理する場合、その他学長が特に必要があると認めるときは、この規則に定める帳簿及び伝票の様式についてこれを修正し、又は別に定める様式をもってこれに替えることができる。

(雑則)

第32条 この規則に定めのないもの及び外国における事務取扱い上この規則により難しいものについては、この限りでない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年1月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年7月5日規則第15号)

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月27日規則第25号)

この規則は、平成22年7月27日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規則第114号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第163号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第156号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日規則第101号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第110号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月27日規則第2号）

この規則は、令和2年5月27日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第124号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月7日規則第2号）

この規則は、令和5年4月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

区分	小区分	表示科目	会計処理科目	解説	
資産の部 固定資産	有形固定資産	土地	土地	校舎、事務所等の敷地（演習林等の土地と一体として利用される立木竹を含む。）の取得価格	
		土地減損損失累計額	土地減損損失累計額（損益外）	中期計画等で想定された業務を行わなかったことにより、土地の価値が減損したものの累計額	
		建物	建物	建物	1年を超えて使用する事務所、校舎、図書館、倉庫のほか、宿舎その他の経営附属施設（寮・附属病院・附属学校）の取得価格（50万円未満のものを除く。）
			建物（損益外）	建物（損益外）	基準78の特定を受けた建物
			建物（損益外）（資産除去債務）	建物（損益外）（資産除去債務）	有形固定資産の除去時に発生する法令又は契約で要求される法律上の債務
			建物附属設備	建物附属設備	1年を超えて使用する冷暖房・照明、通風、給排水・衛生・ガス・昇降機などの附属設備の取得価格（50万円未満のものを除く。）
			建物附属設備（損益外）	建物附属設備（損益外）	基準78の特定を受けた建物附属設備
		建物減価償却累計額	建物減価償却累計額	建物減価償却累計額	建物の減価償却費の累計額
			建物減価償却累計額（損益外）	建物減価償却累計額（損益外）	基準78の特定を受けた建物の減価償却費の累計額
			建物附属設備減価償却累計額	建物附属設備減価償却累計額	建物附属設備の減価償却費の累計額
		建物減損損失累計額	建物減損損失累計額	建物減損損失累計額	中期計画等で想定された業務を行わなかったことにより、建物（建物附属設備）の価値が減損したものの累計額
			建物減損損失累計額（損益外）	建物減損損失累計額（損益外）	
			建物附属設備減損損失累計額	建物附属設備減損損失累計額	
		構築物	構築物	構築物	1年を超えて使用するドック、橋、岸壁、棧橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備又は工作物及び立木竹（演習林等の土地と一体として利用される立木竹を除く。）の取得価格（50万円未満のものを除く。）
			構築物（損益外）	構築物（損益外）	基準78の特定を受けた構築物
		構築物減価償却累計額	構築物減価償却累計額	構築物減価償却累計額	構築物の減価償却費の累計額
			構築物減価償却累計額（損益外）	構築物減価償却累計額（損益外）	基準78の特定を受けた構築物の減価償却費の累計額
		機械装置	機械装置	機械装置	1年を超えて使用する各種の機械・製造装置、コンベヤー、ホイスト、起重機等の運搬設備その他附属設備の取得価格（50万円未満のものを除く。）
			機械装置（損益外）	機械装置（損益外）	基準78の特定を受けた機械装置
		機械装置減価償却累計額	機械装置減価償却累計額	機械装置減価償却累計額	機械装置及びその他附属設備の減価償却費の累計額
			機械装置減価償却累計額（損益外）	機械装置減価償却累計額（損益外）	基準78の特定を受けた機械装置の減価償却費の累計額
		工具器具備品	工具器具備品	工具器具備品	1年を超えて使用する製品の製造に使われる道具、測定や検査などに使用される道具、椅子、戸棚、コンピュータ等の取得価格（50万円未満のものを除く。）
			工具器具備品（損益外）	工具器具備品（損益外）	基準78の特定を受けた工具器具備品
			医療用機器	医療用機器	1年を超えて使用する治療、検査、看護など医療用の器械、器具、備品などの取得価格（50万円未満のものを除く。）
			医療用機器（損益外）	医療用機器（損益外）	基準78の特定を受けた医療用機器
		工具器具備品減価償却累計額	工具器具備品減価償却累計額	工具器具備品減価償却累計額	工具器具備品の減価償却費の累計額
			工具器具備品減価償却累計額（損益外）	工具器具備品減価償却累計額（損益外）	基準78の特定を受けた工具器具備品の減価償却費の累計額
			医療用機器減価償却累計額	医療用機器減価償却累計額	医療用機器の減価償却費の累計額
			医療用機器減価償却累計額（損益外）	医療用機器減価償却累計額（損益外）	基準78の特定を受けた医療用機器の減価償却費の累計額
		図書	図書	印刷その他の方法により複製した文書又は図画、又は電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識できない方法により文字、映像、音を記録した物品としての管理が可能なもの（CD-ROM、マイクロフィルム、ビデオテープ等も含む。）の取得価格（教育・研究上一時的な意義しか有さないものを除く。）	
		美術品・收藏品	美術品・收藏品	建造物、絵画、彫刻、書籍、典籍、古文書その他有形の文化的遺産で、我が国にとって芸術上価値が高く、希少価値を有するもの、教育・研究の対象として供されるために収蔵された化石、鉱石、標本等の物の取得価格	
		船舶	船舶	船舶	1年を超えて使用する船舶（水上運搬具を含む）の取得価格（50万円未満のものを除く。）
			船舶（損益外）	船舶（損益外）	基準78の特定を受けた船舶
		船舶減価償却累計額	船舶減価償却累計額	船舶減価償却累計額	船舶の減価償却費の累計額
			船舶減価償却累計額（損益外）	船舶減価償却累計額（損益外）	基準78の特定を受けた船舶の減価償却費の累計額
		車両運搬具	車両運搬具	車両運搬具	1年を超えて使用する乗用車、トラックその他の自動車の取得価格（50万円未満のものを除く。）
			車両運搬具（損益外）	車両運搬具（損益外）	基準78の特定を受けた車両運搬具
		車両運搬具減価償却累計額	車両運搬具減価償却累計額	車両運搬具減価償却累計額	車両運搬具の減価償却費の累計額
			車両運搬具減価償却累計額（損益外）	車両運搬具減価償却累計額（損益外）	基準78の特定を受けた車両運搬具の減価償却費の累計額

		建設仮勘定	建設仮勘定	事業の用に供する有形固定資産を建設した場合における支出額や、当該建設の目的のために充当した材料額等。なお、建設が完成し、当該建物の原価が確定したときはこれを適切な有形固定資産の勘定科目に振替える。また、建設のために取得した機械などで保管中のものは、建設仮勘定に含める。	
			建設用前払金	建設のために支出した手付金、前渡金	
		その他有形固定資産	研究用放射性同位元素	1年を超えて使用する研究用ないし診療用の放射性同位元素の取得価格（50万円未満のものを除く。）	
			医療用放射性同位元素		
			その他有形固定資産	前掲の科目に属さない1年を超えて使用する有形の固定資産の取得価格（償却資産の場合50万円未満のものを除く。）	
		その他有形固定資産減価償却累計額	研究用放射性同位元素減価償却累計額	研究用ないし診療用の放射性同位元素の減価償却費の累計額	
			医療用放射性同位元素減価償却累計額		
			その他有形固定資産減価償却累計額	その他の有形固定資産減価償却費の累計額	
		無形固定資産	特許権	特許権	特許法に基づく権利を取得するために要した支出額（50万円未満のものを除く。）出願料や弁理士費用などの取得費用をいい、それを取得するための研究費等の原価は含まない。
			借地権	借地権	建物の所有を目的とする地上権及び賃借権などの借地法上の借地権を取得するために要した支出額
地上権					
商標権	商標権		商標法に基づく権利を取得するために要した支出額		
実用新案権	実用新案権		実用新案権に基づき、商業上利用できる考案を登録した者が独占的、排他的に実施できる権利を取得するために要した支出額（50万円未満のものを除く。）		
意匠権	意匠権		意匠法に基づき、物品の形状、模様、色彩又はこれらの組合せで視覚を通して美感を起させるものを創造した者に、ある特定の物品につき製造、使用、譲渡することを独占的、排他的に認める権利を取得するために要した支出額（50万円未満のものを除く。）		
鉱業権	鉱業権		鉱業法に基づき、鉱区において鉱物を採掘し取得する権利（試掘権及び採掘権）を取得するために要した支出額（50万円未満のものを除く。）		
漁業権	漁業権		漁業法に基づき、一定の水面において排他的に一定の漁業を営むことのできる権利を取得するために要した支出額（50万円未満のものを除く。）		
ソフトウェア	ソフトウェア		1年を超えて使用するコンピュータソフトウェア（コンピュータを機能させるように指令を組み合わせることで表現したプログラム等）に係る費用で、外部から購入した場合の取得に要した費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないもの（50万円未満のものを除く。） 将来の収益獲得または費用削減効果が確実に見込まれるもの		
その他無形固定資産	著作権		著作物（著作物とは思想または感情を創造的に表現したものであって、文芸・芸術・美術または音楽の範囲に属するもの）を独占的に利用して利益を受ける排他的権利を取得するために要した支出額		
	電話加入権	加入電話により公衆電気通信役務の提供を受ける権利を取得するために要した支出額			
	水道施設利用権	水道法に規定する水道事業者に対し水道施設を設けるために要する費用を負担して水の供給を受ける権利を取得した場合の費用負担額（50万円未満のものを除く。）			
	電気施設利用権	電気事業者に対しその供給施設を設けるために要する費用を負担して電気の供給を受ける権利を取得した場合の費用負担額（50万円未満のものを除く。）			
	その他無形固定資産	給湯権などの前掲の科目に属さない法律上の権利を取得するために要した支出額（償却資産の場合、50万円未満のものを除く。）			
投資その他の資産	投資有価証券	投資有価証券	満期保有目的の債券－満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（償還期限が1年以内のものを除く。） その他有価証券－流動資産として処理する有価証券及び関係会社株式以外の有価証券のうち、満期保有目的債権を除くもの		
	関係会社株式	関係会社株式	関係会社に対する投資額		
		その他の関係会社株式	その他の関係会社に対する投資額		
	引当特定資産	減価償却引当特定資産	施設設備の更新に備えるために積み立てられた資産		
		国立大学法人等償還引当特定資産	国立大学法人等債の償還に備えるために積み立てられた資産		
	出資金	出資金	有限会社、協同組合等に対する出資金		
	長期貸付金	長期貸付金	金銭消費貸借契約等に基づく国立大学法人の外部に対する貸付取引のうち、当初の契約において1年を超えて受取期限の到来するもの（決算日の翌日から1年以内に回収期限の到来する部分を除く。）		
	関係法人長期貸付金	関係法人長期貸付金	関係法人（関係会社及び関連公益法人）に対する貸付金のうち、当初の契約において1年を超えて受取期限の到来するもの（決算日の翌日から1年以内に回収期限の到来する部分を除く。）		
長期前払費用	長期前払費用	時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で1年を超えて費用化される未経過分の金額			

		債券発行差金	債券発行差金	国立大学法人等債を割引発行した場合の発行差額
		長期性預金	長期性預金	満期までの期間が1年を超える預金
		破産債権再生債権更生債権その他の債権	破産債権 再生債権 更生債権 その他の債権	取引先の倒産等により回収が長期化すると見込まれる債権 破産債権とは、破産者に対し宣告前の原因に基づいて発生した財産上の請求権をいう。 再生債権とは、再生債務者に対し再生手続開始前の原因に基づいて発生した財産上の請求権をいう。 更生債権とは、更生会社に対し更生手続開始前の原因に基づいて発生した財産上の請求権をいう。
		差入保証金	差入保証金	権利金等で返還を受けるもの
		敷金	敷金	敷金
		資産売却未収入金	資産売却未収入金	資産を売却したときに生じた長期の債権
		その他の投資その他の資産	生物 その他の投資その他の資産	実験用動物で金額的重要性のあるもの 上記のいずれにも属さない長期性資産
流動資産	現金及び預金	現金	現金	現金：現金、他人振出当座小切手、送金小切手、送金為替手形、預金手形（預金小切手）、郵便為替証書、郵便為替貯金払出証書、期限到来公社債利札、官庁支払命令書等の現金と同じ性質をもつ貨幣代用物及び小口現金など 預金：当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、郵便貯金、郵便為替貯金、外貨預金、金銭信託その他金融機関に対する各種掛金など。ただし、満期日までの期間が1年を超えるものは「投資その他の資産」に含める。
		小口現金	小口現金	
		当座預金	当座預金	
		普通預金	普通預金	
		通知預金	通知預金	
		定期預金	定期預金	
		別段預金	別段預金	
		郵便貯金	郵便貯金	
	その他預金	その他預金		
	未収学生納付金収入	未収学生納付金収入	授業料等学生からの納付金で回収期限が到来したもののうち未収のもの	
	徴収不能引当金	徴収不能引当金（学生納付金）	学生納付金未収額のうち取立不能見込額の引当額	
	未収附属病院収入	未収附属病院収入	附属病院の収入で未回収のもの	
	徴収不能引当金	徴収不能引当金（病院収入）	附属病院収入の未収額のうち取立不能見込額の引当額	
	未収消費税	未収消費税	未収の消費税納付額	
	受取手形	受取手形	通常の業務活動において発生した手形債権をいい、未収入金の回収手段として入手したもの。なお、通常の業務活動以外の施設売却代金等の回収手段として入手したものはその重要性に応じて区分掲記を行う。	
	契約資産	契約資産	顧客との契約に基づく教育研究等のサービス等の提供の義務に対して、当該顧客から支払を受ける権利のうち、未収入金及び受取手形以外のもの。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかでないものを除く。	
	貸倒引当金	貸倒引当金	学生納付金、附属病院収入以外の収入から生じた未収金のうち取立不能見込額の引当額	
	有価証券	有価証券	1年以内償還予定満期保有目的債券－1年以内償還予定の満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債権のうち、償還期限が1年以内のもの）及び売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（満期保有目的の債権を償還期限前に売却した場合の保有目的の変更によるものを含む。））	
	たな卸資産 医薬品及び診療材料	商品	商品	販売の目的をもって所有する物品であって、国立大学法人の通常の業務活動に係るもの（ただし、製品を除く。）をいい、物品に加工を加えずにそのまま外部へ売却されるもの
		製品、副産物及び作業くず	製品、副産物及び作業くず	製品：販売の目的をもって所有する製造品その他の生産品であって、国立大学法人の通常の業務活動に係るもの 副産物：主産物の製造過程から必然的に派生する物品 作業くず：皮革くず、裁断くず、落綿、その他原材料、部分品又は貯蔵品を製造に使用したために残存するくず物
半製品		半製品	中間的製品として既に加工を終わり現に貯蔵中のもので販売できる状態にあるものをいい、自製部分品（製品又は半製品の組成部分として当該製品又は半製品に取り付けられる物品で国立大学法人の製作に係るもの）を含む。	
原料及び材料		原料及び材料	製品の製造目的で消費される物品で未だその用に供されないもの（ただし、半製品又は貯蔵品に属するものを除く。）	
仕掛品		仕掛品	製品、半製品又は部分品の生産のため現に仕掛中のもの	
貯蔵品		貯蔵品	燃料、油、釘、包装材料その他事務用品等の消耗品、耐用年数1年未満又は耐用年数1年以上で相当価格未満の工具、器具及び備品のうち、取得のときに経費又は材料費として処理されなかったもので貯蔵中のもの（燃料、油等で製品の生産のため補助的に使用されるものを含む。）	
医薬品		医薬品	薬事法第2条にいう医薬品（投薬用薬品、注射用薬品（血液、プラズマを含む。）、検査用試薬、造影剤、外用薬等の薬品）	

		診療材料	薬事法施行令別表第一にいう医薬用品、歯科材料及び衛生用品のうち機械器具以外のもの（歯科材料、レントゲンフィルム、酵素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、縫合糸等）
		前渡金	前渡金
		前払金	前払金
		前払費用	前払費用
		未収収益	未収収益
		預け金	預け金
		その他の流動資産	未収入金
			徴収不能引当金（その他収入）
			立替金
			仮払金
			その他流動資産
負債の部		長期繰延補助金等	長期繰延補助金等
固定負債		長期寄附金債務	長期寄附金債務
		長期前受受託研究費等	長期前受受託研究費
			長期前受共同研究費
		長期前受受託事業費等	長期前受受託事業費
			長期前受共同事業費
		大学改革支援・学位授与機構債務負担金	大学改革支援・学位授与機構債務負担金
		産業投資特別会計借入金	産業投資特別会計借入金
		長期借入金	長期借入金
		長期リース債務	長期リース債務
		資産除去債務	資産除去債務
		国立大学法人等債	国立大学法人等債
		引当金	退職給付引当金
			追加退職給付引当金
			特別修繕引当金
		長期未払金	長期未払金
		その他の固定負債	その他の固定負債
流動負債		運営費交付金債務	運営費交付金債務
		授業料債務	授業料債務
		預り施設費	預り施設費（国）
			預り施設費（共同機関）
		預り補助金等	預り補助金等
		寄附金債務	寄附金債務
		前受受託研究費	前受受託研究費
		前受共同研究費	前受共同研究費

	前受委託事業費等	前受委託事業費	受託事業費を受領した場合に計上される負債（決算日の翌日から1年以内に使用されないと認められるものを除く。）
		前受共同事業費	共同事業費を受領した場合に計上される負債（決算日の翌日から1年以内に使用されないと認められるものを除く。）
	前受金	前受金	役務サービスの提供前に受け入れたサービスの対価又は商品製品等の受け渡し前に受け入れた手付金
	預り金	預り研究費補助金等	研究費等を補助する目的で国から交付された科学研究費補助金等の未使用額
		預り金（日本スポーツ振興センター共済）	日本スポーツ振興センター共済掛金の預り金
		預り金（日本スポーツ振興センター給付金）	日本スポーツ振興センター災害共済給付金の預り金
		預り金（特殊教育就学奨励費交付金）	特殊教育就学奨励費交付金の預り金
		預り金（留学生給与）	留学生給与の預り金
		預り金（留学生奨学金）	留学生奨学金の預り金
		預り金（留学生一時金）	留学生一時金の預り金
		預り共済短期掛金	給与関係で発生する預り金
		預り共済介護掛金	給与関係で発生する預り金
		預り共済長期掛金	給与関係で発生する預り金
		預り共済貸付返済金	給与関係で発生する預り金
		預り財形貸付返済金	給与関係で発生する預り金
		預り共済貯金	給与関係で発生する預り金
		預り団体終身保険	給与関係で発生する預り金
		預り健康保険	給与関係で発生する預り金
		預り介護保険	給与関係で発生する預り金
		預り厚生年金保険	給与関係で発生する預り金
		預り労働保険	給与関係で発生する預り金
		預り所得税	給与関係で発生する預り金
		預り宿舍費	給与関係で発生する預り金
		預り駐車料	給与関係で発生する預り金
		預り学校財産貸付料	給与関係で発生する預り金
		預り住民税	給与関係で発生する預り金
		預り一般財形	給与関係で発生する預り金
		預り住宅財形	給与関係で発生する預り金
		預り年金財形	給与関係で発生する預り金
		預り差押額	給与関係で発生する預り金
		預り職員組合費	給与関係で発生する預り金
		預りその他控除	給与関係で発生する預り金
		預り金（共同運用）	共同運用で発生する他大学からの預り金
	預り金（地域協働学部）	地域協働学部の実習費の預り金	
	預り慰労金	慰労金の預り金	
	その他預り金	上記以外で発生した預り金	
	短期借入金	短期借入金	契約に定める返済期間が決算日の翌日から1年以内の借入金
	短期リース債務	短期リース債務	ファイナンスリース契約に基づく未払リース料のうち決算日の翌日から1年以内に支払う予定の金額
	一年以内返済予定長期借入金	一年以内返済予定長期借入金	長期借入金のうち返済期間が決算日の翌日から1年以内のもの
	一年以内償還予定国立大学法人等債	一年以内償還予定国立大学法人等債	国立大学法人等債のうち償還期限が決算日の翌日から1年以内のもの
一年以内償還予定機構債務負担金	一年以内償還予定機構債務負担金	大学改革支援・学位授与機構債務負担金のうち、返済期間が決算日の翌日から1年以内のもの	
一年以内償還予定産業投資借入金	一年以内償還予定産業投資借入金	産業投資特別会計借入金のうち、返済期間が決算日の翌日から1年以内のもの	
未払金	未払金	通常取引に基づいて発生した未払金で買掛金以外のもの、通常取引以外の取引により発生した未払金で決算日の翌日から1年以内に支払われるもの	
契約負債	契約負債	顧客との契約に基づく教育研究等のサービスの提供の義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価または当該対価を受領する期限が到来しているものであって、かつ、いまだ顧客との契約から生じる収益を認識していないもの	
前受収益	前受収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価	



		未払費用	未払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対していまだその対価の支払が終わらないもの
		未払消費税等	未払消費税等	納付すべき消費税等のうち未納付額
		引当金	賞与引当金	支給対象期間に基づき定期的に支給する教職員賞与（法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれるものを除く。）のうち、当期に負担に帰属すべき額を見積計上するための引当金
			修繕引当金	償却資産の修繕に備えるための引当金（法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれるものを除く。）
		病院収入仮受金	病院収入仮受金	病院債権の預金入金額を一時的に処理する。
		その他の流動負債	その他の流動負債	上記以外の債務であって、決算日の翌日から1年以内に支払期限が到来するもの又は収益化されるもの
資本の部				
資本金		政府出資金	政府出資金	政府からの出資金
資本剰余金		資本剰余金	資本剰余金(その他)	固定資産を取得した場合に、取得原始拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、国立大学法人の財産的基礎を構成すると認められる場合に、相当額を資本剰余金として計上するもの。また、基準第78の特定の償却資産を代替資産の取得予定があつて処分した場合の処分差額等も含む
			資本剰余金(施設費)	
			資本剰余金(運営交付金)	
			資本剰余金(授業料)	
			資本剰余金(寄附金)	
			資本剰余金(目的積立金)	
		減価償却相当累計額	減価償却相当累計額	基準第78の特定の償却資産に該当する資産の減価償却費相当額の累計額
		減損損失相当累計額	減損損失相当累計額(資産除去債務)	中期計画等で想定された業務を行わなかったことにより、資産の価値が減損したものの累計額
		利息費用相当累計額	利息費用相当累計額(資産除去債務)	資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理が適用される有形固定資産の時の経過による資産除去債務の調整額
		民間出えん金	民間出えん金	中期計画等に従って出えん金(当事者が自己の意思に基づいて自己の財産を減少させ、もって他人の財産を増加させること。)を募集した場合で、法人の財産的基礎を形成すると判断できるもの
利益剰余金		前中期目標期間繰越積立金	前中期目標期間繰越積立金	国立大学法人法第32条第1項に規定する積立金
		積立金	積立金	準用通則法第44条第1項に規定する積立金
		目的積立金	目的積立金	準用通則法第44条第3項に規定する積立金
		教育研究運営改善積立金	教育研究運営改善積立金	
		当期末処分利益	当期末処分利益	処分前の剰余金
		当期末処理損失	当期末処理損失	処理前の欠損金
		当期総利益	当期総利益	
		当期総損失	当期総損失	
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金	その他有価証券を時価評価し資本注入したことによる評価差額
経常費用				
教育経費		消耗品費	教育-消耗品費	教育業務を行う上で短期間に消費する事務用品・消耗品等
		備品費	教育-備品費	教育用その他の機器・器具・備品等で取得価格50万円未満のもの、または1年以内に消費する取得価格50万円以上の備品等
		印刷製本費	教育-印刷製本費	教育業務に係る教材等の印刷及び製本のための費用
		水道光熱費	教育-水道光熱費	教育業務上要した水道、ガス、電力料等
		旅費交通費	教育-旅費交通費	教育業務上要した交通費や、旅費規則に基づきなされた出張に係る交通費、日当等
		通信運搬費	教育-通信運搬費	教育業務に係る電話、ファックス等の利用料、切手代、葉書代その他通信に要する費用、及び物品等を届けるための運送や配達に要した費用
		賃借料	教育-賃借料	教育業務に係る土地、建物等の賃借料
		車両燃料費	教育-車両燃料費	教育業務に係るガソリン代等
		福利厚生費	教育-福利厚生費	教育業務に係る教職員の福利厚生に要する費用
		保守費	教育-保守費	教育業務に係るコンピュータ、エレベーター等保守契約に基づく保守料
		修繕費	教育-修繕費	教育業務に係る資産の修繕に要した費用
		損害保険料	教育-損害保険料	損害保険契約に基づき支払う教育業務に係る保険料で当期の費用となる部分
		広告宣伝費	教育-広告宣伝費	教育業務に係るパンフレット作成費用・展示会費用等広告活動により支出した諸費用
		行事費	教育-行事費	教育業務に係る行事の実施に要した費用
		諸会費	教育-諸会費	教育業務に係る関連団体等、国立大学法人が所属する団体への会費および講習会の参加費用等
		会議費	教育-会議費	教育業務に係る会議実施に要した費用
		業務委託費	教育-業務委託費	教育業務に係る報酬・料金(講演料、医師の検診料、施設設備の保守料等)、業務委

	報酬	教育－報酬	託料及び手数料等
	手数料	教育－手数料	
	奨学金	教育－奨学金	学生に対する入学科・授業料等の免除額
	租税公課	教育－租税公課	教育業務に係る租税公課
	特許出願費	教育－特許出願費	教育業務に係る特許出願費
	減価償却費	教育－建物減価償却費	教育業務に係る固定資産の減価償却費
		教育－構築物減価償却費	
		教育－機械装置減価償却費	
		教育－工具器具備品減価償却費	
		教育－船舶減価償却費	
		教育－車両運搬具減価償却費	
		教育－医療用放射性同位元素減価償却費	
		教育－研究用放射性同位元素減価償却費	
		教育－その他の有形固定資産減価償却費	
		教育－特許権償却費	
		教育－借地権償却費	
		教育－商標権償却費	
		教育－実用新案権許権償却費	
		教育－意匠権償却費	
		教育－鉱業権償却費	
		教育－漁業権償却費	
		教育－ソフトウェア償却費	
		教育－著作権償却費	
		教育－水道利用権償却費	
		教育－電気施設利用権償却費	
		教育－その他無形固定資産償却費	
	清掃費	教育－清掃費	教育業務のために経常的に発生する費用
	雑役務費	教育－雑役務費	
	貸倒損失	教育－貸倒損失	教育業務から発生した債権の回収不能額
	徴収不能引当金繰入額	教育－徴収不能引当金繰入額	教育業務から発生した債権の貸倒損失に当てるための引当金繰入額
	貸倒引当金繰入額	教育－貸倒引当金繰入額	教育業務から発生した債権の貸倒損失に充てるための引当金繰入額
	図書費	教育－図書費	教育業務のために経常的に発生する費用
	文献複写料	教育－文献複写料	教育業務のために経常的に発生する費用
	雑費	教育－雑費	教育業務のために経常的に発生する費用
研究経費	消耗品費	研究－消耗品費	研究業務を行う上で短時間に消費する事務用品・消耗品等
	備品費	研究－備品費	研究用その他の機器・器具・備品等で取得価格 50 万円未満のもの、または 1 年以内に消費する取得価格 50 万円以上の備品等
	印刷製本費	研究－印刷製本費	研究業務に係る教材等の印刷及び製本のための費用
	水道光熱費	研究－水道光熱費	研究業務上要した水道、ガス、電力料等
	旅費交通費	研究－旅費交通費	研究業務上要した交通費や、旅費規則に基づきなされた出張に係る交通費、目当等
	通信運搬費	研究－通信運搬費	研究業務に係る電話、ファックス等の利用料、切手代、葉書代その他通信に要する費用及び物品等を届けるための運送や配達に要した費用
	賃借料	研究－賃借料	研究業務に係る土地、建物等の賃借料
	車両燃料費	研究－車両燃料費	研究業務に係るガソリン代等
	福利厚生費	研究－福利厚生費	研究業務に係る教職員の福利厚生に要する費用
	保守費	研究－保守費	研究業務に係るコンピュータ、エレベーター等保守契約に基づく保守料
	修繕費	研究－修繕費	研究業務に係る資産の修繕に要した費用
	損害保険料	研究－損害保険料	損害保険契約に基づき支払う研究業務に係る保険料で当期の費用となる部分
	広告宣伝費	研究－広告宣伝費	研究業務に係るパンフレット作成費用・展示会費用等広告活動により支出した諸費用
	行事費	研究－行事費	研究業務に係る行事の実施に要した費用
	諸会費	研究－諸会費	研究業務に係る関連団体等、国立大学法人が所属する団体への会費および講習会の参加費用等
	会議費	研究－会議費	研究業務に係る会議実施に要した費用
	業務委託費	研究－業務委託費	研究業務に係る報酬・料金（講演料、医師の検診料、施設設備の保守料等）、業務委託料及び手数料等
	報酬	研究－報酬	
	手数料	研究－手数料	
	租税公課	研究－その他租税公課	研究業務に係る租税公課

		特許出願費	研究－特許出願費	研究業務に係る特許出願費
		減価償却費	研究－建物減価償却費	研究業務に係る固定資産の減価償却費
			研究－構築物減価償却費	
			研究－機械装置減価償却費	
			研究－工具器具備品減価償却費	
			研究－船舶減価償却費	
			研究－車両運搬具減価償却費	
			研究－医療用放射性同位元素償却費	
			研究－研究用放射性同位元素償却費	
			研究－その他の有形固定資産減価償却費	
			研究－特許権償却費	
			研究－借地権償却費	
			研究－商標権償却費	
			研究－実用新案権許権償却費	
			研究－意匠権償却費	
			研究－鉱業権償却費	
			研究－漁業権償却費	
			研究－ソフトウェア償却費	
			研究－著作権償却費	
			研究－水道利用権償却費	
			研究－電気施設利用権償却費	
			研究－その他無形固定資産償却費	
		清掃費	研究－清掃費	研究業務のために経常的に発生する費用
		雑役務費	研究－雑役務費	研究業務のために経常的に発生する費用
		貸倒損失	研究－貸倒損失	研究業務から発生した債権の回収不能額
		貸倒引当金繰入額	研究－貸倒引当金繰入額	研究業務から発生した債権の貸倒損失に充てるための引当金繰入額
		図書費	研究－図書費	研究業務のために経常的に発生する費用
		文献複写料	研究－文献複写料	研究業務のために経常的に発生する費用
		雑費	研究－雑費	研究業務のために経常的に発生する費用
診療経費	材料費	医薬品費	診療－医薬品費	(1)投薬用薬品の費消額 (2)注射用薬品(血液、プラズマを含む)の費消額 (3)外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額
		診療材料費	診療－診療材料費	カテーテル、縫合紙、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、歯科用材料、包帯、ガーゼ、氷、ディスク注射器など1回ごとに消費する診療材料の費消額
		医療消耗器具備品費	診療－医療消耗器具備品費	診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの又は1年以内に消費するもの(以下は例)(1)診療用具のうち、注射針、注射筒、ゴム管、薬瓶、試験管、シャーレ、体温計、水枕など1年以内に消費するものの費消額 (2)診療用具のうち、聴診器、血圧計、鉗子類など減価償却を必要としないで1年を超えて使用できるものの費消額 (3)患者給食用具のうち、泡立器、食器、ざる、たわし、食器用洗剤など1年内消費するものの費消額 (4)患者給食用具のうち、食缶、鍋など減価償却を必要としないで1年を超えて使用できるものの費消額 (5)半減期が1年内の放射性同位元素の費消額
	委託費	給食用材料費	診療－給食用材料費	患者給食のために使用した食品、調味料等の費消額
		検査委託費	診療－検査委託費	外部に委託した検査業務の対価としての費用
		給食委託費	診療－給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用
		寝具委託費	診療－寝具委託費	外部に委託した寝具整備業務の対価としての費用
		医事委託費	診療－医事委託費	外部に委託した医事業務の対価としての費用
		清掃委託費	診療－清掃委託費	外部に委託した清掃業務の対価としての費用
		保守委託費	診療－保守委託費	外部に委託した施設設備に係る保守業務の対価としての費用(ただし、機器保守料に該当するものは除く。機器保守料は設備関係費の機器保守費に区分する。)
	その他委託費	診療－その他委託費	上記に属さない外部委託費	
	設備関係費	減価償却費	診療－建物減価償却費	固定資産の減価償却費
			診療－構築物減価償却費	
			診療－機械装置減価償却費	
			診療－工具器具備品減価償却費	
診療－医療用機器減価償却費				
診療－車両運搬具減価償却費				
診療－医療用放射性同位元素減価償却費				

		診療－研究用放射性同位元素減価償却費	
		診療－その他の有形固定資産減価償却費	
		診療－特許権償却費	
		診療－借地権償却費	
		診療－商標権償却費	
		診療－実用新案権計権償却費	
		診療－意匠権償却費	
		診療－鉱業権償却費	
		診療－漁業権償却費	
		診療－ソフトウェア償却費	
		診療－著作権償却費	
		診療－水道利用権償却費	
		診療－電気施設利用権償却費	
		診療－その他無形固定資産償却費	
		診療－機器賃借料	
	地代家賃	診療－地代家賃	土地、建物などの賃借料
	修繕費	診療－修繕費	固定資産に計上しないものに限る。損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は資本的支出として当該固定資産勘定に含める。）
	機器保守料	診療－機器保守料	医療機器の保守点検に係る委託料等、電子計算機の維持管理に係る委託料、その他機器の保守、維持管理に係る費用
	機器設備保険料	診療－機器設備保険料	施設設備に係る火災保険料等の費用。ただし、車両関係費に該当するものを除く。
	車両関係費	診療－車両関係費	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税等の費用
研修費	研修費	診療－研修費	講習会参加に係る会費、旅費交通費、研修会開催のために招聘した講師に対する謝金等職員研修に係る費用
経費	消耗品費	診療－消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票などの医療用、事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものを除く。
	備品費	診療－備品費	事務用その他の器械・器具・備品等で取得価格50万円未満のもの、または1年以内に消費する取得価格50万円以上の備品等
	印刷製本費	診療－印刷製本費	大きい図面のコピー代、印刷業者に委託した製本のための外注費、カルテや伝票を作成する費用
	水道光熱費	診療－水道光熱費	業務上要した水道、ガス、電力料 燃料費については車両関係費に該当するものを除く。
	旅費交通費	診療－旅費交通費	業務上要した交通費や、旅費規則に基づき支出された出張に係る交通費、日当等
	通信運搬費	診療－通信運搬費	電話、ファックス等の利用料、切手代、葉書代その他通信に要する費用、及び製品や商品を届けるための運送や配達に要した費用
	賃借料	診療－賃借料	土地、建物等の賃借料
	福利厚生費	診療－福利厚生費	職員に係る法定外の厚生費、職員の健康診断に要する費用
	保守費	診療－保守費	各種保守のための費用
	修繕費	診療－修繕費	資産の修繕に要した費用
	損害保険料	診療－損害保険料	生命保険料、病院責任賠償保険など保険契約に基づく費用。ただし、福利厚生費、機器設備保険料、車両関係費に該当するものは除く。従って、職員の団体生命保険料は福利厚生費、建物火災保険料は機器設備保険料、自賠責保険料は車両関係費処理となる。
	広告宣伝費	診療－広告宣伝費	広報誌、ホームページ作成・変更、公共の場の看板、掲示物等に係る費用
	行事費	診療－行事費	入院患者等を対象としたクリスマスなどの行事費用、創立記念事業等
	諸会費	診療－諸会費	各種団体に対する会費、分担金などの費用
	会議費	診療－会議費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
	業務委託費	診療－業務委託費	弁護士費用、振込手数料等
	報酬	診療－報酬	
	手数料	診療－手数料	
	租税公課	診療－租税公課	診療業務に係る租税公課
	学用患者費	診療－学用患者費	
	貸倒損失	診療－貸倒損失	未収附属病院収入の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない部分の金額
	徴収不能引当金繰入額	診療－徴収不能引当金繰入額	当該会計期間に発生した未収附属病院収入のうち、徴収不能と見積もられる部分の金額
	図書費	診療－図書費	診療業務のために経常的に発生する費用
	文献複写料	診療－文献複写料	業務のために経常的に発生する費用
	棚卸減耗損	診療－棚卸減耗損	たな卸資産の減耗による損

	棚卸評価損	診療－棚卸評価損	たな卸資産の時価が帳簿価額を下回ったときの差額
	棚卸廃棄損	診療－棚卸廃棄損	たな卸資産を廃棄したときの損
	職員被服費	診療－職員被服費	従業員に支給又は支給する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
	雑費	診療－雑費	上記以外の経常的に発生する診療経費
教育研究支援経費	消耗品費	支援－消耗品費	教育研究支援業務を行う上で短時間に消費する事務用品・消耗品等
	備品費	支援－備品費	教育研究支援のためのその他の機器・器具・備品等で取得価格 50 万円未満のもの、または 1 年以内に消費する取得価格 50 万円以上の備品等
	印刷製本費	支援－印刷製本費	教育研究支援業務に係る教材等の印刷及び製本のための費用
	水道光熱費	支援－水道光熱費	教育研究支援業務上要した水道、ガス、電力料等
	旅費交通費	支援－旅費交通費	教育研究支援業務上要した交通費や、旅費規則に基づきなされた出張に係る交通費、日当等
	通信運搬費	支援－通信運搬費	教育研究支援業務に係る電話、ファックス等の利用料、切手代、葉書代その他通信に要する費用及び物品等を届けるための運送や配達に要した費用
	賃借料	支援－賃借料	教育研究支援業務に係る土地、建物等の賃借料
	車両燃料費	支援－車両燃料費	教育研究支援業務に係るガソリン代等
	福利厚生費	支援－福利厚生費	教育研究支援業務に係る教職員の福利厚生に要する費用
	保守費	支援－保守費	教育研究支援業務に係るコンピュータ、エレベーター等保守契約に基づく保守料
	修繕費	支援－修繕費	教育研究支援業務に係る資産の修繕に要した費用
	損害保険料	支援－損害保険料	損害保険契約に基づき支払う教育研究支援業務に係る保険料で当期の費用となる部分
	広告宣伝費	支援－広告宣伝費	教育研究支援業務に係るパンフレット作成費用・展示会費用等広告活動により支出した諸費用
	行事費	支援－行事費	教育研究支援業務に係る行事の実施に要した費用
	諸会費	支援－諸会費	教育研究支援業務に係る関連団体等、国立大学法人が所属する団体への会費および講習会の参加費用等
	会議費	支援－会議費	教育研究支援業務に係る会議実施に要した費用
	業務委託費	支援－業務委託費	教育研究支援業務に係る報酬・料金（講演料、医師の検診料、施設設備の保守料等）、業務委託料及び手数料等
	報酬	支援－報酬	
	手数料	支援－手数料	
	租税公課	支援－租税公課	教育研究支援業務に係る租税公課
	減価償却費	支援－建物減価償却費	教育研究支援業務に係る固定資産の減価償却費
		支援－構築物減価償却費	
		支援－機械装置減価償却費	
		支援－工具器具備品減価償却費	
		支援－船舶減価償却費	
		支援－車両運搬具減価償却費	
		支援－医療用放射性同位元素減価償却費	
		支援－研究用放射性同位元素減価償却費	
		支援－その他有形固定資産減価償却費	
		支援－特許権償却費	
		支援－借地権償却費	
		支援－商標権償却費	
		支援－実用新案権許償却費	
		支援－意匠権償却費	
		支援－鉱業権償却費	
		支援－漁業権償却費	
		支援－ソフトウェア償却費	
		支援－著作権償却費	
		支援－水道利用権償却費	
	支援－電気施設利用権償却費		
支援－その他無形固定資産償却費			
清掃費	支援－清掃費	教育研究支援業務のために経常的に発生する費用	
雑役務費	支援－雑役務費	教育研究支援業務のために経常的に発生する費用	
貸倒損失	支援－貸倒損失	教育研究支援業務から発生した債権の回収不能額	
徴収不能引当金繰入額	支援－徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金の繰入額	
貸倒引当金繰入額	支援－貸倒引当金繰入額	教育研究支援業務から発生した債権の貸倒損失に充てるための引当金繰入額	
図書費	支援－図書費	教育研究支援業務のために経常的に発生する費用	
文献複写料	支援－文献複写料	教育研究支援業務のために経常的に発生する費用	

	雑費	支援－雑費	教育研究支援業務のために経常的に発生する費用
受託研究費	教員人件費		受託研究に係る人件費
	常勤教員人件費	受研－常勤教員給与 受研－常勤教員賞与 受研－常勤教員法定福利費 受研－常勤教員退職給付費用	
	非常勤教員人件費	受研－非常勤教員給与 受研－非常勤教員賞与 受研－非常勤教員法定福利費 受研－非常勤教員退職給付費用	
	職員人件費		
	常勤職員人件費	受研－常勤職員給与 受研－常勤職員賞与 受研－常勤職員法定福利費 受研－常勤職員退職給付費用	
	非常勤職員人件費	受研－非常勤職員給与 受研－非常勤職員賞与 受研－非常勤職員法定福利費 受研－非常勤職員退職給付費用	
	消耗品費	受託研究－消耗品費	受託研究を行う上で短時間に消費する事務用品・消耗品等
	備品費	受託研究－備品費	受託研究のためのその他の機器・器具・備品等で取得価格 50 万円未満のもの、または 1 年以内に消費する取得価格 50 万円以上の備品等
	印刷製本費	受託研究－印刷製本費	受託研究に係る教材等の印刷及び製本のための費用
	水道光熱費	受託研究－水道光熱費	受託研究上要した水道、ガス、電力料等
	旅費交通費	受託研究－旅費交通費	受託研究上要した交通費や、旅費規則に基づきなされた出張に係る交通費、日当等
	通信運搬費	受託研究－通信運搬費	受託研究に係る電話、ファックス等の利用料、切手代、葉書代その他通信に要する費用及び物品等を届けるための運送や配達に要した費用
	賃借料	受託研究－賃借料	受託研究に係る土地、建物等の賃借料
	車両燃料費	受託研究－車両燃料費	受託研究に係るガソリン代等
	保守料	受託研究－保守料	受託研究に係る保守契約に基づく保守料
	修繕費	受託研究－修繕費	受託研究に係る修繕に要した費用
	損害保険料	受託研究－損害保険料	損害保険契約に基づき支払う受託研究に係る保険料
	広告宣伝費	受託研究－広告宣伝費	受託研究に係る広告活動により支出した諸費用
	行事費	受託研究－行事費	受託研究に係る行事の実施に要した費用
	諸会費	受託研究－諸会費	受託研究に係る会費および講習会の参加費用等
	会議費	受託研究－会議費	受託研究に係る会議実施に要した費用
	業務委託費	受託研究－業務委託費	受託研究に係る報酬・料金（講演料、医師の検診料、施設設備の保守料等）、業務委託料及び手数料等
	報酬	受託研究－報酬	
	手数料	受託研究－手数料	
	租税公課	受託研究－租税公課	受託研究に係る租税公課
	建物減価償却費	受託研究－建物減価償却費	受託研究に係る固定資産の減価償却費
	構築物減価償却費	受託研究－構築物減価償却費	
機械装置減価償却費	受託研究－機械装置減価償却費		
工具器具備品減価償却費	受託研究－工具器具備品減価償却費		
その他有形固定資産償却費	受託研究－その他有形固定資産償却費		
無形固定資産償却費	受託研究－無形固定資産償却費		
文献複写料	受託研究－文献複写料	受託研究のために経常的に発生する費用	
共同研究費	教員人件費		共同研究に係る人件費
	常勤教員人件費	共研－常勤教員給与 共研－常勤教員賞与 共研－常勤教員法定福利費 共研－常勤教員退職給付費用	
	非常勤教員人件費	共研－非常勤教員給与 共研－非常勤教員賞与 共研－非常勤教員法定福利費 共研－非常勤教員退職給付費用	
	職員人件費		
常勤職員人件費	共研－常勤職員給与 共研－常勤職員賞与 共研－常勤職員法定福利費		

		共研－常勤職員退職給付費用	
	非常勤職員人件費	共研－非常勤職員給与 共研－非常勤職員賞与 共研－非常勤職員法定福利費 共研－非常勤職員退職給付費用	
	消耗品費	共同研究－消耗品費	共同研究を行う上で短時間に消費する事務用品・消耗品等
	備品費	共同研究－備品費	共同研究のためのその他の機器・器具・備品等で取得価格 50 万円未満のもの、または 1 年以内に消費する取得価格 50 万円以上の備品等
	印刷製本費	共同研究－印刷製本費	共同研究に係る教材等の印刷及び製本のための費用
	水道光熱費	共同研究－水道光熱費	共同研究に要した水道、ガス、電力料等
	旅費交通費	共同研究－旅費交通費	共同研究に要した交通費や、旅費規則に基づきなされた出張に係る交通費、日当等
	通信運搬費	共同研究－通信運搬費	共同研究に係る電話、ファックス等の利用料、切手代、葉書代その他通信に要する費用及び物品等を届けるための運送や配達に要した費用
	賃借料	共同研究－賃借料	共同研究に係る土地、建物等の賃借料
	車両燃料費	共同研究－車両燃料費	共同研究に係るガソリン代等
	保守費	共同研究－保守料	共同研究に係る保守契約に基づく保守料
	修繕費	共同研究－修繕費	共同研究に係る修繕に要した費用
	損害保険料	共同研究－損害保険料	損害保険契約に基づき支払う共同研究に係る保険料
	広告宣伝費	共同研究－広告宣伝費	共同研究に係る広告活動により支出した諸費用
	諸会費	共同研究－諸会費	共同研究に係る会費および講習会の参加費用等
	会議費	共同研究－会議費	共同研究に係る会議実施に要した費用
	業務委託費	共同研究－業務委託費	共同研究に係る報酬・料金（講演料、医師の検診料、施設設備の保守料等）、業務委託料及び手数料等
	報酬	共同研究－報酬	
	手数料	共同研究－手数料	
	租税公課	共同研究－租税公課	共同研究に係る租税公課
	建物減価償却費	共同研究－建物減価償却費	共同研究に係る固定資産の減価償却費
	構築物減価償却費	共同研究－構築物減価償却費	
	機械装置減価償却費	共同研究－機械装置減価償却費	
	工具器具備品減価償却費	共同研究－工具器具備品減価償却費	
	その他有形固定資産償却費	共同研究－その他有形固定資産償却費	
	無形固定資産償却費	共同研究－無形固定資産償却費	
	文献複写料	共同研究－文献複写料	共同研究のために経常的に発生する費用
受託事業費等	教員人件費		受託事業等に係る人件費
	常勤教員人件費	受事－常勤教員給与 受事－常勤教員賞与 受事－常勤教員法定福利費 受事－常勤教員退職給付費用	
	非常勤教員人件費	受事－非常勤教員給与 受事－非常勤教員賞与 受事－非常勤教員法定福利費 受事－非常勤教員退職給付費用	
	職員人件費		
	常勤職員人件費	受事－常勤職員給与 受事－常勤職員賞与 受事－常勤職員法定福利費 受事－常勤職員退職給付費用	
	非常勤職員人件費	受事－非常勤職員給与 受事－非常勤職員賞与 受事－非常勤職員法定福利費 受事－非常勤職員退職給付費用	
	消耗品費	受託事業等－消耗品費	受託事業等を行う上で短時間に消費する事務用品・消耗品等
	備品費	受託事業等－備品費	受託事業等のためのその他の機器・器具・備品等で取得価格 50 万円未満のもの、または 1 年以内に消費する取得価格 50 万円以上の備品等
	印刷製本費	受託事業等－印刷製本費	受託事業等に係る教材等の印刷及び製本のための費用
	水道光熱費	受託事業等－水道光熱費	受託事業等上とした水道、ガス、電力料等
	旅費交通費	受託事業等－旅費交通費	受託事業等上とした交通費や、旅費規則に基づきなされた出張に係る交通費、日当等
	通信運搬費	受託事業等－通信運搬費	受託事業等に係る電話、ファックス等の利用料、切手代、葉書代その他通信に要する費用及び物品等を届けるための運送や配達に要した費用
	賃借料	受託事業等－賃借料	受託事業等に係る土地、建物等の賃借料

		車両燃料費	受託事業等—車両燃料費	受託事業等に係るガソリン代等
		保守料	受託事業等—保守料	受託事業等に係る保守契約に基づく保守料
		修繕費	受託事業等—修繕費	受託事業等に係る修繕に要した費用
		損害保険料	受託事業等—損害保険料	損害保険契約に基づき支払う受託事業等に係る保険料
		広告宣伝費	受託事業等—広告宣伝費	受託事業等に係る広告活動により支出した諸費用
		諸会費	受託事業等—諸会費	受託事業等に係る会費および講習会の参加費用等
		会議費	受託事業等—会議費	受託事業等に係る会議実施に要した費用
		業務委託費	受託事業等—業務委託費	受託事業等に係る報酬・料金（講演料、医師の検診料、施設設備の保守料等）、業務委託料及び手数料等
		報酬	受託事業等—報酬	
		手数料	受託事業等—手数料	
		建物減価償却費	受託事業等—建物減価償却費	受託事業等に係る固定資産の減価償却費
		構築物減価償却費	受託事業等—構築物減価償却費	
		機械装置減価償却費	受託事業等—機械装置減価償却費	
		工具器具備品減価償却費	受託事業等—工具器具備品減価償却費	
		その他有形固定資産償却費	受託事業等—その他有形固定資産償却費	
		無形固定資産償却費	受託事業等—無形固定資産償却費	
		文献複写料	受託事業等—文献複写料	受託事業等のために経常的に発生する費用
役員人件費		役員人件費	役員—報酬	役員に対し定期的に支給される本俸及びその他の手当
			役員—賞与	役員に対する賞与
			役員—賞与引当金繰入	役員に対する賞与の支払に充てるための引当金繰入額
			役員—退職給付費用	役員に対する退職金
			役員—法定福利費	役員に係る共済掛金の大学負担分 役員に係る社会保険料および労働保険料等の国立大学法人負担分
教員人件費	常勤教員	常勤教員人件費	常勤教員—給与	常勤教員に支給する本俸及びその他の手当
			常勤教員—賞与	常勤教員に対する賞与
			常勤教員—賞与引当金繰入	常勤教員に対する賞与の支払に充てるための引当金繰入額
			常勤教員—退職給付費用	常勤教員に対する退職金
			常勤教員—法定福利費	常勤教員に係る共済掛金の大学負担分 常勤教員に係る社会保険料および労働保険料等の国立大学法人負担分
	非常勤教員	非常勤教員人件費	非常勤教員—給与	非常勤教員に支給する本俸及びその他の手当
			非常勤教員—賞与	非常勤教員に対する賞与
			非常勤教員—賞与引当金繰入	非常勤教員に対する賞与の支払に充てるための引当金繰入額
			非常勤教員—退職給付費用	非常勤教員に対する退職金
			非常勤教員—法定福利費	非常勤教員に係る共済掛金の大学負担分 非常勤教員に係る社会保険料および労働保険料等の国立大学法人負担分
職員人件費	常勤職員	常勤職員人件費	常勤職員—給与	常勤職員に支給する本俸及びその他の手当
			常勤職員—賞与	常勤職員に対する賞与
			常勤職員—賞与引当金繰入	常勤職員に対する賞与の支払に充てるための引当金繰入額
			常勤職員—退職給付費用	常勤職員に対する退職金
			常勤職員—法定福利費	常勤職員に係る共済掛金の大学負担分 常勤職員に係る社会保険料および労働保険料等の国立大学法人負担分
	非常勤職員	非常勤職員人件費	非常勤職員—給与	非常勤職員に支給する本俸及びその他の手当
			非常勤職員—賞与	非常勤職員に対する賞与
			非常勤職員—賞与引当金繰入	非常勤職員に対する賞与の支払に充てるための引当金繰入額
			非常勤職員—退職給付費用	非常勤職員に対する退職金
			非常勤職員—法定福利費	非常勤職員に係る共済掛金の大学負担分 非常勤職員に係る社会保険料および労働保険料等の国立大学法人負担分
一般管理費		消耗品費	管理—消耗品費	管理業務を行う上で短時間に消費する事務用品・消耗品等
		備品費	管理—備品費	管理用その他の機器・器具・備品等で取得価格 50 万円未満のもの、または 1 年以内に消費する取得価格 50 万円以上の備品等
		印刷製本費	管理—印刷製本費	管理業務に係る教材等の印刷及び製本のための費用
		水道光熱費	管理—水道光熱費	管理業務上要した水道、ガス、電力料等
		旅費交通費	管理—旅費交通費	管理業務上要した交通費や、旅費規則に基づきなされた出張に係る交通費、日当等
		通信運搬費	管理—通信運搬費	管理業務に係る電話、ファックス等の利用料、切手代、葉書代その他通信に要する費用及び物品等を届けるための運送や配達に要した費用
		賃借料	管理—賃借料	管理業務に係る土地、建物等の賃借料
		車両燃料費	管理—車両燃料費	管理業務に係るガソリン代等
		福利厚生費	管理—福利厚生費	管理業務に係る教職員の福利厚生に要する費用
		保守費	管理—保守費	管理業務に係るコンピュータ、エレベーター等保守契約に基づく保守料



		修繕費	管理－修繕費	管理業務に係る資産の修繕に要した費用
		損害保険料	管理－損害保険料	損害保険契約に基づき支払う管理業務に係る保険料で当期の費用となる部分
		広告宣伝費	管理－広告宣伝費	管理業務に係るパンフレット作成費用・展示会費用等広告活動により支出した諸費用
		行事費	管理－行事費	管理業務に係る行事の実施に要した費用
		諸会費	管理－諸会費	研究業務に係る関連団体等、国立大学法人が所属する団体への会費および講習会の参加費用等
		会議費	管理－会議費	管理業務に係る会議実施に要した費用
		業務委託費	管理－業務委託費	管理業務に係る報酬・料金（講演料、医師の検診料、施設設備の保守料等）、業務委託料及び手数料等
		報酬	管理－報酬	
		手数料	管理－手数料	
		租税公課	管理－租税公課	国立大学法人が負担する消費税、固定資産税等の公租課金
		減価償却費	管理－建物減価償却費 管理－構築物減価償却費 管理－機械装置減価償却費 管理－工具器具備品減価償却費 管理－船舶減価償却費 管理－車両運搬具減価償却費 管理－医療用放射性同位元素減価償却費 管理－研究用放射性同位元素減価償却費 管理－その他の有形固定資産減価償却費 管理－特許権償却費 管理－借地権償却費 管理－商標権償却費 管理－実用新案権許権償却費 管理－意匠権償却費 管理－鉱業権償却費 管理－漁業権償却費 管理－ソフトウェア償却費 管理－著作権償却費 管理－水道利用権償却費 管理－電気施設利用権償却費 管理－その他無形固定資産償却費	管理業務に係る固定資産の減価償却費
		清掃費	管理－清掃費	管理業務のために経常的に発生する費用
		雑役務費	管理－雑役務費	管理業務のために経常的に発生する費用
		交際費	管理－交際費	慶弔金
		貸倒損失	管理－貸倒損失	管理業務から発生した債権の回収不能額
		貸倒引当金繰入額	管理－貸倒引当金繰入額	管理業務から発生した債権の貸倒損失に充てるための引当金繰入額
		図書費	管理－図書費	管理業務のために経常的に発生する費用
		文献複写料	管理－文献複写料	管理業務のために経常的に発生する費用
		雑費	管理－雑費	上記以外の管理業務のために経常的に発生する費用
財務費用		支払利息	支払利息	借入金・ファイナンスリースに対する支払利息
		有価証券売却損	有価証券売却損	有価証券の売却損
		有価証券評価損	有価証券評価損	有価証券の評価損
		為替差損	為替差損	為替の変動による差損
雑損		雑損	雑損	業務費、一般管理費及び財務費用に含まれない費用で臨時損失に属さないもの
経常収益		運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金債務の収益化額
国費留学生教育費収入		国費留学生教育費収入	国費留学生教育費収入	国費留学生教育費の収入額
授業料収益		授業料収益	授業料収益	授業料債務の収益化額
入学金収益		入学金収益	入学金収益	入学を許可する対価として、学生から徴収する入学金
検定料収益		検定料収益	検定料収益	入学検定に係る諸費用に係る対価として、受験生から徴収する入学検定料
附属病院収益		附属病院収益	附属病院収益	診療、療養に係る収益
補助金等収益		補助金等収益	補助金等収益	施設費補助金等に係る収益

寄附金収益		寄附金収益	寄附金収益	使途が特定された寄附金に係る寄附金債務の収益化額 もしくは使途が特定されない寄附金の収入額
受託研究収益		受託研究収益	受託研究収益 治験等実施収益	前受受託研究費（受託研究）の収益化額
共同研究収益		共同研究収益	共同研究収益	前受共同研究費（共同研究）の収益化額
受託事業等収益		受託事業等収益	受託事業収益 受託実習生収益 受託研修生収益 病院研修生収益 研修登録医収益 共同事業収益	前受受託事業費等（受託事業）の収益化額 前受共同事業費（共同事業）の収益化額
財務収益		受取利息 有価証券利息 有価証券売却益	受取利息 有価証券利息 有価証券売却益	預貯金の利息 利付債権の利息 有価証券の売却益
雑益		財産貸付料収入 物品受贈益 農場収益 演習林収益 刊行物等売払代 公開講座等収益 文献複写料収益 不用物品売払収益 消費税等還付金 弁償及違約金収益 大学入学共通テスト実施料収益 学位論文審査料 版権及特許権等収益 その他雑益	職員宿舍貸付料収益 寄宿舎収益 学校財産貸付料収益 物品受贈益 農場収益 演習林収益 刊行物等売払代 公開講座等収益 文献複写料収益 不用物品売払収益 消費税等還付金 弁償及違約金収益 大学入学共通テスト実施料収益 学位論文審査料 版権及特許権等収益 その他雑益	固定資産の貸付による収入 寄附受けの手続きをせずに物品を譲与された場合の当該物品の評価額相当額 農産物等の売却収入 演習林の売却収入 刊行物等の売却収入 公開講座に伴う収益 文献複写に対する対価 不用物品等の売却益 未収消費税が発生したときの相手科目 弁償及び違約金による収益 大学入学共通テスト実施料による収益 学位論文審査による収入 版権及特許権等による収益 上記以外の収益
臨時損失		固定資産売却損 固定資産除却損 譲与消耗品費 災害損失	固定資産売却損 固定資産除却損 譲与消耗品費 災害損失	固定資産の売却に伴い発生する損失 固定資産の除却にともない発生する損失 承継時に評価額 50 万円未満の償却資産を無償譲与された場合の評価額 火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する支出の合計額
臨時利益		資産見返運営費交付金等戻入 資産見返物品受贈額戻入 資産見返寄附金戻入 固定資産売却益 償却債権取立益 貸倒引当金戻入益 物品受贈益(臨時利益) その他の臨時利益	資産見返運営費交付金等戻入 資産見返物品受贈額戻入 資産見返寄附金戻入 固定資産売却益 償却債権取立益 貸倒引当金戻入益 物品受贈益(臨時利益) 受取保険料 過年度修正益 その他の臨時利益	令和 3 事業年度末の資産見返運営費交付金等（中期計画の想定範囲内で、運営費交付金、授業料で償却資産を取得した場合に計上される負債） 令和 3 事業年度末の資産見返物品受贈額（国から譲与された物品に対する貸方処理科目） 令和 3 事業年度末の資産見返寄附金（寄附金により寄附者の意図に従い、償却資産を取得した場合に計上される負債） 固定資産の売却価額がその帳簿価額を超える差額 債権消滅をおこなった債権に対して入金があったときの勘定科目 過年度に設定した貸倒引当金の過大見積り分を取り崩すための勘定科目 承継時に受け入れた 50 万円未満の物品の受贈益 損害に係る保険料を受け取った額 過年度に計上した費用を修正した額 上記に属さないその他の臨時利益
目的積立金取崩額		目的積立金取崩額	目的積立金取崩額 前中期目標期間繰越積立金取崩額	目的積立金の使用に伴い取り崩した額

別表第2（第5条第1項関係）

会計機関	事務を担当する職位
契約担当役	学長
出納役	財務部長
出納主任	経理課長

別表第3（第5条第2項関係）

会計機関	事務を担当する職位	事務の範囲
分任契約担当役	病院長	医学部附属病院に係る契約その他収入の原因となる行為
分任出納役	医学部・病院事務部長	医学部附属病院に係る収入の調査決定、債務者に対する納入の請求、分任出納主任に対する現金の収納及び保管命令
分任出納主任	医事課長	1 医学部附属病院に係る分任出納役の命令に基づく現金の収納及び保管 2 小口現金の出納及び保管

別表第4（第5条第3項関係）

会計機関	事務を担当する職位
契約担当役代理	理事（財務・労務管理担当）
出納役代理	理事（財務・労務管理担当）
出納主任代理	経理課総括係長
分任契約担当役代理	医学部・病院事務部長
分任出納役代理	病院長
分任出納主任代理	医事課課長補佐

第1号様式

総勘定元帳

勘定科目					
_____					
年月日	摘要	丁数	借方	貸方	差引残高

第2号様式

予算差引一覧表

会計年度 :  
 日付範囲 :  
 ファンド :  
 予算センタ :  
 予算科目 :

単位 (円)

転記日付	伝票番号	摘要	取引先	予算額	執行額 (概算額)	執行額 (確定額)	差引残高 (概算額)	差引残高 (確定額)

第3号様式

資産台帳

セグメント      取得用勘定      目的別分類      資産クラス      耐用年数

資産	クラス	期首帳簿価格	Sno.	当期減価償却費	資本化日付	減価償却累計額	資産テキスト	期末帳簿価格	通貨

第4号様式

出納簿

年月日	摘要	受	払	残

備考：この帳簿は、現金出納簿又は預金出納簿として使用する。

第5号様式

有 価 証 券 台 帳

年 月 日		摘 要	発行年月日 又は据置期 限償還期限	券面額	買入額	備考



第6号の2様式

小口現金出納帳

年月日		摘要	受	払	残







第10号様式

合計残高試算表（ 年 月）

勘定科目	当月		累計		残高	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方